

オンライン授業受講のルールとマナーについて

法政大学

2020年度春学期は全面的にオンライン授業として開始されました。4月28日からは、改正著作権法の一部が施行され「授業目的公衆送信補償制度」がスタートしました。法政大学もこの制度に加入し、さまざまな著作物を利用してオンライン授業が実施されています。これは、授業目的の範囲内で、著作物をオンラインで利用できるようにするものです。本学のオンライン授業の一環として提供されている情報を、担当教員と受講生の範囲をこえて、他の人に伝えたりコピーを渡したりすることは、著作権侵害となってしまう恐れがあります。

講義動画のなかには YouTube で限定公開されているものもありますが、URL を受講生に限定して知らせることによって、授業目的の範囲内と認められています。その URL を部外者に公開、伝達することは著作権侵害の責任を問われる可能性のある行為です。

Zoom や Webex などのオンライン会議システムを使った同時双方向の授業では、受講生の私語などが全員に聞こえてしまい授業が滞ったり、不用意に会議 ID やパスワードなどが伝えられたことによって、部外者に授業が妨害されてしまうことも起こり得ます。デジタルデータは記録や複製が容易なことから、授業内のさまざまな情報が不用意に伝達されて、プライバシーの侵害につながってしまうかも知れません。

多くの学生、教員にとって新しい経験であるオンライン授業を、円滑に行い、実のある成果を互いに確保していくために、受講生相互の学ぶ権利を守ることと、授業の中で用いる著作物などの権利を侵害しないことが必要です。そのため、以下をオンライン授業受講のためのルールとマナーとして示します。その趣旨を踏まえて、円滑で実のあるオンライン授業を実現していきましょう。

1. 授業受講のための URL、会議 ID、パスワードなどは、不特定多数が見られる場所に書き込まず、受講生以外に伝えないこと。
2. 受講のためにダウンロードしたデータを、不特定多数の人がアクセスできる場所にアップロードしたり、受講生以外に伝えたりしないこと。
3. 授業の過程で知り得た他の受講生の個人情報を、授業外の場所に公開したり、他者に伝えたりしないこと。
4. オンライン授業の録画やスクリーンショット等は、教員や他の受講生の了解なしに行わないこと。了解のもとでおこなった場合にも、その記録は個人的な学習の範囲内でのみ利用し、他の者に伝えたりしないこと。

なお、これらの項目の他にも、オンライン授業以外の場で違反行為とされていること（カンニング、剽窃などの不正行為、ハラスメント行為等）は当然ながらオンラインでも違反行為です。上記4項目違反や、その他の違反行為によって授業の運営を妨げたり、他者の権利を侵害することは、学則や教育学術情報ネットワーク利用規程にもとづいて、懲戒処分やネットワーク利用停止処分の対象となる場合がありますので注意してください。